

市政などへの苦情申し立ては

オンブズパーソンへ

◎オンブズパーソン制度とは

市政などに関する苦情を、公正で中立的な立場のオンブズパーソン(語源はスウェーデン語で、市民に代わって権利を守る人)が迅速に調査し解決する制度です。

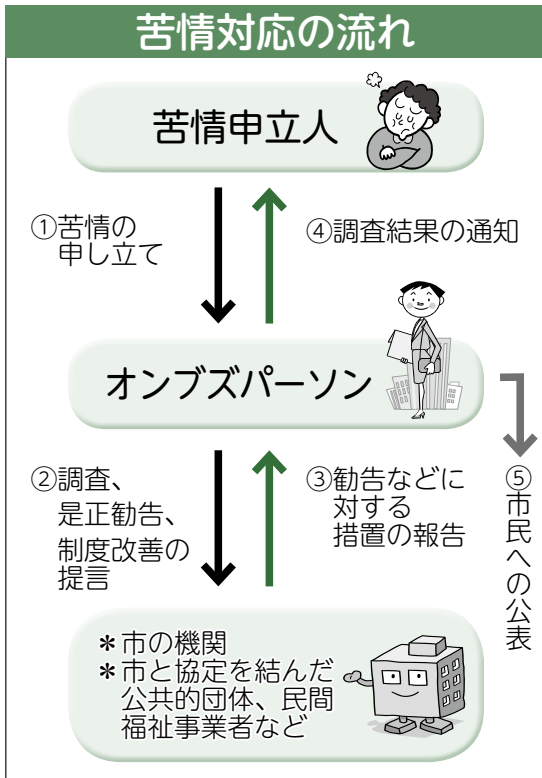
必要に応じて、市などに対し、意見、勧告、制度の改善を提言します。

◎苦情申し立ての対象

市が行っている業務や職員の

行為に対して、違法・不適当などと感じた場合、自身の利害に関することなら、どなたでも苦情を申し立てることができます。ただし、その事実があった日の翌日から1年を経過したと、裁判などで係争中のことまたは確定したこと、議会に関することなどを除きます。

市の機関だけでなく、市と協定を結んだ公共的団体、民間福祉事業者、私立保育園なども対



◎苦情申し立ての方法

苦情申し立て(市の施設にあるほか、市ホームページからダウンロードも可)を、市役所オンブズパーソン・市政相談担当へ提出してください。郵送(専用封筒あり)やファックス5445121でも提出できます。

◎調査の結果

調査の結果は、苦情を申し立てた方に文書で通知します。

また、オンブズパーソンが市に対して、意見、勧告、提言をした場合は、その内容と市が行った是正などの措置も報告します。

◎苦情に関する相談はオンブズパーソン相談へ

オンブズパーソンによる相談(月4回/予約制)を実施しています。

相談日は「広報あきしま」の毎月1日号に掲載しています(今号は16ページ)。

☆詳しくは、オンブズパーソン・市政相談担当へ。

平成29年度交通災害共済(ちよこつと共済)の加入者を募集

ちよこつと共済は、東京都の全市町村の住民が会費を出し合い、交通事故で負傷したときに見舞金を受けられる制度です。

交通災害の程度と見舞金額は左下の表のとおりです。詳しくは、2月初旬に全世帯に配布される申込書をご覧ください。

◇対象 市内に住民登録のある方

◇コース・会費(どちらかを選択)

*Aコース 年額1000円

*Bコース 年額500円

◇加入期間 4月1日～平成30年3月31日(年度途中に加入またはコース変更をした場合は申し込み日の翌日から有効)

◇申し込み 申込書と希望コースの会費を持って、市役所、東部出張所、あいぽっく、武蔵野会館、緑会館、環境コミュニケーションセンター、市内の金融機関(郵便局を除く)で

※申込書は、各申し込み場所に

あります。

※公費負担による特別加入はありません。

◎見舞金の請求

見舞金の請求には、事故証明書と診断書が必要です。

◎加入受け付け臨時窓口を開

◇日時 3月4日(土)の午前10時～午後4時

◇場所 モリタウン東館2階(昭島駅北口)

☆詳しくは、市民係へ。

▼交通災害の程度と見舞金額

等級	交通災害の程度	Aコース	Bコース
1等級	死亡	300万円	150万円
2等級	重度の後遺障害	200万円	100万円
3等級	入院日数30日以上	25万円	16万円
4等級	入院日数10日以上30日未満、または、実治療日数30以上の傷害	9万円	6万円
5等級	実治療日数10日以上30日未満の傷害	5万円	3万円
6等級	実治療日数10日未満の傷害	3万円	2万円